

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年7月13日 05時05分ごろ
発生場所	三重県尾鷲市 ^{かた} 賀田港 賀田大埼灯台から真方位274° 1,540m付近 (概位 北緯33° 58.2' 東経136° 11.7')
事故の概要	遊漁船 ^{そうしち} 惣七丸は、航行中、錨泊中の手漕ぎボート（船名なし）に衝突した。
事故調査の経過	令和元年7月25日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 惣七丸、5.6トン ME2-6059（漁船登録番号）、個人所有 第293-34926号（船舶検査済票の番号） B 手漕ぎボート（船名なし）、長さ約3.5m なし、榎本渡船
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 漕手B
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮中央期 日出時刻：04時50分
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、船長Aが、岸壁に船首を向けて係留した状態から離岸して回頭した後、船首を港口に向けて南東進を始めた直後、船長Aが、船首を北方に向けて錨泊中のB船を前方に認め、機関を後進一杯とし、左舵一杯を取ったものの、右舷中央部がB船の左舷中央部に衝突した。 船長Aは、港口に向けて南東進を始める際、早朝に手漕ぎボートなどの小さな船がいるはずがないと思い、港口付近を注意せずに南東進を始めたので、錨泊中のB船に気付くのが遅れたと本事故後に思った。 B船は、漕手Bほか同乗者1人が乗り、錨泊して釣りを行っていたところ、A船が衝突し、転覆して漕手B及び同乗者が海中に転落した。 B船は、漕手Bが所有者に許可を得ない状態で使用していた。 漕手B及び同乗者は、救命胴衣を着用していなかった。
分析	A船は、港口に向けて航行中、船長Aが、早朝に手漕ぎボートなどの小さな船がいらないと思い、南東進を始めたことから、錨泊中のB船

	<p>に気付くのが遅れ、B船に衝突したものと考えられる。 B船は、錨泊中、A船が衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が、港口に向けて航行中、船長Aが、早朝に手漕ぎボートなどの小さな船がないと思い、南東進を始めたため、港口付近で錨泊中のB船に気付くのが遅れ、B船に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶操縦者は、針路を定める際、予定の進行方向に錨泊中の船舶がないかなど、常時、適切な周囲の見張りを行うこと。 ・手漕ぎボートに乗船する者は、救命胴衣を着用すること。 ・所有者に許可を得ない状態で手漕ぎボートを使用してはならない。